

2025 年度

事業計画書

自 2025 年 4 月 1 日
至 2026 年 3 月 31 日

公益財団法人安田奨学財団

目 次

1. 事業方針

2. 事業の実施計画

公 1 外国人学生に対する支援事業

I 奨学金給付事業

(1) 一般枠

- ①留学生（新 2 年生）応募枠
- ②中国人の日本語作文コンクール枠
- ③カンボジア「王立プノンペン大学」枠
- ④モンゴル「新モンゴル高校」枠
- ⑤インドネシア「高校生日本語プレゼンテーション大会」枠
- ⑥タイ「現地大学推薦」枠
- ⑦インド「現地大学推薦」枠
- ⑧ウクライナ「キーウ市立グリーンチェンコ大学」枠
- ⑨フィリピン「現地大学推薦」枠

(2) スポーツ枠

II 奨学生に対するフォロー

(1) 奨学生激励親睦会

(2) 奨学生サポートサイトの運営

公 2 日本人学生に対する支援事業

I 奨学金給付事業

(1) 継続的な奨学支援

①新2年生応募枠

(2) 海外留学支援枠

①指定校推薦型短期留学支援枠

Ⅱ 奨学生に対するフォロー

(1) 奨学生激励親睦会

(2) 奨学生サポートサイトの運営

公3 海外で学ぶ外国人学生に対する奨学事業

I 奨学金給付事業

1-1. 奨学生応募資格

1-2. 奨学金の支給内容及び条件

1-3. 募集方法

1-4. 事業規模計画

1-5. 個別事業との関連

1-6. 選考方法

1-7. 奨学生に対するフォロー

1-8. 財源

1-9. 組織運用体制

Ⅱ 個別事業内容

1-1. インドネシア日本語プレゼンテーション大会枠

公 4 海外における初等中等教育支援事業

I 目的

II 助成の種類

(1) 設備助成

1-1. 支援対象

1-2. 助成方法

(2) 学習活動費助成

1-1. 支援対象

1-2. 助成方法

III 助成事業の対象国

IV 申請資格

V 募集方法

VI 事業規模

VII 選考方法

VIII 助成資金の原資

1. 事業方針

平成 17 年（2005 年）12 月 20 日に設立された公益財団法人安田奨学財団は、設立時の趣意として、『人材の育成を通じた知的国際貢献である留学生支援を行い、わが国と諸外国との間の人的ネットワークの形成や、相互理解と友好関係を深めることにより、世界平和と安定に資するものになると考え、わが国から帰国した留学生が政治、経済、学術等、様々な分野で活躍し、もってわが国と相手国との架け橋として友好関係の促進に貢献してほしい』としていました。

これは、言語、風俗、習慣の違い等に加えて、日本の物価が高く、そのため経済的に大変苦勞している留学生が、学費や生活費のために勉学に打ち込むことが出来ず、志半ばにして修学を断念せざるを得なくなったり、所期の目的を達したとしても、「日本嫌いになる」留学生が多いという声が聞かれた事などから、当奨学財団設立に至った原点でもあります。

実際に安田奨学財団奨学生から社会に旅立った卒業生はすでに 240 人を超え、その一人ひとりが、日本と母国の懸け橋として日々精進し、頑張ってくれているという実績があります。

一方で、財団設立から 19 年が経過して 2025 年となり、世界情勢や経済状況のこの間の急速な変化等もあり、『本当に支援を必要としている学生』の対象がさらに多様化しているのも、紛れもない事実と認識しております。

そうしたことを踏まえ、公益財団法人安田奨学財団は、現在の日本の大学へ入学した留学生への支援を継続しながら、さらに困難な環境にある国からの留学生枠を追加します。（ウクライナ現地大学枠、フィリピン現地大学枠など）

また、日本で高等教育を希望する日本の学生への支援に加え、海外へ留学を希望する日本の学生への支援事業を追加いたします。

経済的な理由により就学が困難な、日本を含む世界の学生に対して奨学金を支給し、有益な人材を育て、学生の質の向上に寄与し、日本と海外の友好・親善を通じて、世界平和の資にしようとするものであります。

2. 事業の実施計画

公1 外国人留学生に対する支援事業

I 奨学金給付事業

主として環太平洋地域において経済的理由により就学が困難な学生に返済義務の無い奨学金を給付する。日本へ留学に来ている学生を支援し教育の場を提供することにより、日本との友好親善の架け橋となるような人財を育成していく。

(1) 一般枠

①留学生（新2年生）応募枠（当財団指定大学からの推薦：法学部/商学部/経済学部/経営学部）

- 選考委員による書類選考（履歴書・作文等による）
- 選考委員による面接（個別面接：1～3回）

②中国人の日本語作文コンクール枠

日本語作文コンクールは、日中交流研究所が中国の日本ファンをもっと応援しようとの方針のもとに実施している。「日本ファンを育てること」、「日中の絆」「アジアの絆」「世界の絆」の礎を作ること、それらが日中友好から最終的には日本の安全保障にもつながるという思いに基づき 2005 年にスタートし、この 20 年で約 300 の大学などから延べ 6 万人以上の応募を受け付け、受賞者は延べ 4,000 人に上っている。この実績により当該コンクールは中国で日本語を学ぶ学生の間で最も権威のある日本語作文コンクールとなっており、日中交流の貴重なプラットフォームとして定着している。

当財団は、2011 年より当該コンクールの受賞者の中から 32 名を奨学生として選出しており、こうした中国からの留学生の支援・フォロー活動を通じて日中両国の絆を更に良好なものにできるよう、本コンクールへ継続して参画していく。

- 現地にて選考委員による面接（個別面接：1回）

③カンボジア「王立プノンペン大学」枠

国際交流基金からの紹介によるカンボジアで日本語教育に大変熱心な王立プノンペン大学から推薦を受けた「特に日本に興味を持つ優秀な学生」に対して、奨学金給付の機会を与えることにより、日本への留学の可能性を与えるために実施する。

- オンライン会議システムによる選考委員との面接（個別面接：1回）

④モンゴル「新モンゴル高校」 枠

日本学生支援機構からの紹介によるモンゴルで日本語教育に大変熱心な新モンゴル高校から推薦を受けた「特に日本に興味を持つ優秀な学生」に対して、奨学金給付の機会を与えることにより、日本への留学の可能性を与えるために実施する。

- 日本にて選考委員による面接（個別面接：1回）

⑤インドネシア「高校生日本語プレゼンテーション大会」 枠

「インドネシア高校生日本語プレゼンテーション大会」全国大会に進出した高校生のうち、日本の大学（もしくは日本語学校）に留学を希望する学生に対して、奨学金給付の機会を与えることにより、日本への留学の可能性を与えるために実施する。

- 現地にて選考委員による面接（個別面接：1回）

⑥タイ「現地大学推薦」 枠

在タイ日本大使館の紹介による「ナレースワン大学」「タマサート大学」

「PSU 大学」「コンケン大学」から推薦された日本の大学（もしくは日本語学校）に留学を希望する学生に対して、奨学金給付の機会を与えることにより、日本への留学の可能性を与えるために実施する。

- 現地にて選考委員による面接（個別面接：1回）

⑦インド「現地大学推薦」 枠

在インド日本大使館の紹介による「ネルー大学」「デリー大学」から推薦された日本の大学（もしくは日本語学校）に留学を希望する学生に対して、奨学金給付の機会を与えることにより、日本への留学の可能性を与えるために実施する。

- 現地にて選考委員による面接（個別面接：1回）

⑧ウクライナ「キーウ市立グリーンチェンコ大学」 枠

在日本ウクライナ大使館の紹介による「キーウ市立グリーンチェンコ大学」から推薦された日本の大学（もしくは日本語学校）に留学を希望する学生に対して、奨学金給付の機会を与えることにより、日本への留学の可能性を与えるために実施する。

- オンライン会議システムによる選考委員との面接（個別面接：1回）

⑨フィリピン「現地大学推薦」枠

国際交流基金フィリピンの紹介による「現地大学」から推薦された日本の大学（もしくは日本語学校）に留学を希望する学生に対して、奨学金給付の機会を与えることにより、日本への留学の可能性を与えるために実施する。

- オンライン会議システムによる選考委員との面接（個別面接：1回）

(2) スポーツ枠（当財団指定大学からの推薦）

- 選考委員による書類選考（履歴書・スポーツの実績等による）
- 選考委員による面接（個別面接：1～2回）

◎奨学金の支給方法

奨学生名義の銀行口座へ、3ヶ月ごと（年に4回）に振り込みを実施

Ⅱ奨学生に対するフォロー

毎月の授業への出席確認等、学校との定期連絡を通して奨学生の生活の変化などをキャッチアップする活動を実施している。その結果必要との判断があれば奨学生へのフォロー面談の実施、生活指導などを継続して行う。また、入団式や研修会、電話連絡などで数か月に1回のペースで全奨学生に連絡を行い、悩みや相談事などをヒアリングする活動も継続実施する。

インドネシア・カンボジア・ウクライナなど当財団が指定する国々からの日本への留学生に関しては、日本に渡航する際の航空券代金の支給・住居の斡旋・アルバイト探しのサポートなど、スムーズに日本留学のスタートが切れるようなフォロー活動も継続して実施する。

(1) 奨学生激励親睦会

毎年5月の「安田奨学財団入団式」、10月～11月には奨学生全員を一堂に会して行う「安田奨学財団研修会」、3月には「卒業生を送る会」など、奨学生同士の親睦や財団との交流が密に取れるような活動を継続して実施する。

(2) 奨学生サポートサイトの運営

留学生の生活全般のサポートを行う目的で、ホームページを運営している。サイトには就職活動から奨学生のコミュニケーションの場まで様々なメニューを用意しており、奨学生は自由に利用できる。

公2 日本人学生に対する支援事業

I 奨学金給付事業

国内外の社会的経済的な要因による経済困窮を理由に、大学生及び大学院生が学業継続を断念せざるを得ない日本人学生への経済的な支援により、社会貢献に寄与することを目的とする。

(1) 継続的な奨学支援

世界的にみても不況が長引き国内の経済状況が上向かない中、留学生以上に困窮する国内の日本人学生へ向け、継続した支援が必要と判断し、奨学金支給を開始する。

①新2年生応募枠

1-1. 対象大学

日本国内のすべての大学を対象とし、学生が応募サイトから直接応募する公募制とする。

1-2. 対象学生の選考

学生が直接応募サイトから応募する。(学部不問)

➤ 選考委員による書類選考(応募サイト上の作文、アンケート等による)

➤ 選考委員による面接(個別面接:1~3回)

1-3. 支援金の支給内容及び条件

➤ 支給金額:100,000円/月額を最長3年間(36ヵ月)合計360万円

➤ 採用人数:30名程度

1-4. 奨学金の支給方法

奨学生名義の銀行口座へ、3ヶ月ごと(年に4回)に振り込みを実施

(2) 海外留学支援

国内の経済状況が上向かず、さらに歴史的な円安という環境の中、ますます海外留学へのハードルが高くなっているため留学を希望する日本人学生へ向け、留学資金としての奨学金支給を開始する。

①指定校推薦型短期留学支援枠

1-1. 対象大学

当財団指定大学

1-2. 対象学生の選考

指定大学が学内選考を行い、1 名を選考して財団に推薦する（学部不問）

➤ 大学からの推薦内容を選考委員が審査し決定

1-3. 支援金の支給内容及び条件

➤ 支給金額：100,000 円／月額を 6 か月から 1 年の留学期間

➤ 採用人数：10 名

1-4. 奨学金の支給方法

奨学生名義の銀行口座へ、3 ヶ月ごと（年に 4 回）に振り込みを実施

II 奨学生に対するフォロー

毎月の授業への出席確認等、学校との定期連絡を通して奨学生の生活の変化などをキャッチアップする活動を実施している。その結果必要との判断があれば奨学生へのフォロー面談の実施、生活指導などを継続して行う。また、入団式や研修会、電話連絡などで数か月に 1 回のペースで全奨学生に連絡を行い、悩みや相談事などをヒアリングする活動も継続実施する。

(1) 奨学生激励親睦会

毎年 5 月の「安田奨学財団入団式」、10 月～11 月には奨学生全員を一堂に会して行う「安田奨学財団研修会」、3 月には「卒業生を送る会」など、奨学生同士の親睦や財団との交流が密に取れるような活動を継続して実施する。

(2) 奨学生サポートサイトの運営

留学生の生活全般のサポートを行う目的で、ホームページを運営している。サイトには就職活動から奨学生のコミュニケーションの場まで様々なメニューを用意しており、奨学生は自由に利用できる。

公 3 海外で学ぶ外国人学生に対する奨学事業

I 奨学金給付事業

海外で日本語を学ぶ外国人学生に対して奨学支援を行い、もって国際親善に寄与することを目的とする。

海外の日本語教育の現状を分析すると、大半の学習者は日本への留学を行っていない。「日本と当該国の懸け橋になる人材」は、日本に留学できない学習者にも多数いると考え、新たに現地外国人学生を対象とした「現地に根ざした本当に必要な支援」を行なうことが必要であるため「海外枠」を設置する。

1-1. 奨学生応募資格

- ・対象国：独立行政法人「国際交流基金」の活動拠点の設置されている海外24か国のうち、1-3の募集方法に従い支援内容と募集要項が確定した国を主な対象国とする。加えて独立行政法人「国際協力機構（JICA）」の支援を受けることもあわせて行う。

※初めの事業開始国はインドネシアとする。

- ・対象者：対象国で日本語教育を受けている生徒および学生

1-2. 奨学金の支給内容及び条件

- ・支給金額：1カ国あたり日本円で月額総額30万円を基本とする。
- ・採用人数：対象国により物価や所得水準が異なるため、対象者1名に対して、日本国内で月額10万円程度の生活水準を維持できる基準月額を現地通貨で支給することとし、日本円換算で月額総額30万円を基本として採用人数を決める。

※基準月額は大学卒業者の初任給額や物価水準を比較して決定する。

- ・支給の方法：各国の新入学の月に3か月分を支給する。その後3か月ごとに大学等発行の出席確認票（もしくは在籍証明書・成績証明書など）を奨学生本人から事前提出してもらう。当該資料の内容確認後に本人名義の口座に現地通貨で振り込み支給する。

- ・支給の期間：大学等入学から4年間とする。

1-3. 募集方法

①国際交流基金の現地事務所に募集要項（案）を送付し、当該機関より対象の大学等もしくは各種の日本語コンクール等の紹介を受ける。

②財団内で対象の大学等については沿革、設立方針、在学生数、学部内容の調査を行う。コンクール等については、沿革、主催団体、後援団体、出場者数などの調査を行い、対象の大学等もしくはコンクール等の選定を行い、理事会の決裁を受ける。

③対象の大学等もしくはコンクール等の出場者に募集要項を送付して奨学生を募集する。

③ホームページ上に英文の募集要項を公開する。

1-4. 事業規模計画

- ・事業開始後5か年で10か国を目標とする。

1-5. 個別事業との関連

- ・事業内容（基本方針）に基づき、大学等もしくはコンクール等を対象とし、現地の物価や所得水準などを考慮した「個別事業計画」を策定する。
「個別事業計画」に従って奨学生の募集及び奨学支援を行うものとする。

1-6. 選考方法

本財団選考委員が、奨学生の提出した資料（奨学生申込書、自己アピール文、アンケート、高校の日本語教育を行っている教員による推薦状）をもとに、現地で面接（WEB面接も含む）を行い、その結果にもとづいて理事会が決定する。

1-7. 奨学生に対するフォロー

- ・奨学生激励親睦会
- ・奨学生サポートサイトの運用

1-8. 財源

有価証券の運用収入、所有株式の配当による。

1-9. 組織運用体制

海外枠の事業開始にあたり、財団内の事務体制や業務運用の見直しを行うこととする。

- ・必要な場合は事務局員の増員を行う。
- ・必要な場合は事務局内での外国語による業務力の向上をはかる。
- ・運用業務の整備を進め、システム化の強化をはかる。

Ⅱ 個別事業内容

【海外奨学生 募集枠1】

1-1. インドネシア高校生日本語プレゼンテーション大会枠

①主催：独立行政法人国際交流基金ジャカルタ日本文化センター

共催：インドネシア教育文化省 国家成果センター

コンクール応募実績：

- ・地方大会参加者 2019年度：149名、2018年度：165名（各校選抜後）

※上記地方大会を勝ち抜いた全国大会出場者は2023年度で14名

②事業の概要

「インドネシア高校生日本語プレゼンテーション大会」全国大会に出場した高校生のうち、安田奨学財団選考委員が希望者に現地で面接し、候補者となったものに奨学生となる権利を付与する。その後、インドネシアの大学等（日本語学校含む）の日本語学科に合格の上、当該学校からの推薦状（入学確認書）を受けた者を奨学生として採用する。

上記の権利は原則としてプレゼンテーション大会開催年の２年後の大学等入学時期までに入学することを受給条件とするが、事情により柔軟な対応を行う（高校１年生が権利を得て３年後に大学等入学するなど）

③奨学金給付の概要

- ・支給金額：日本円で月額 30,000 円とする（各国の日本円で月額 10 万円程度の生活水準とする）
- ・採用人数：各年度 3 名から最大 10 名程度
- ・支給の方法：1-2 奨学金の支給内容および条件の「支給方法」に準ずる
- ・支給の期間：大学等入学から 4 年間

公４ 海外における初等中等教育支援事業

I 目的

将来の社会を担う子供たちを育てる教育の重要性に着目し、特にアジアおよび太平洋諸島諸国等の開発途上国や、離島などを中心に教育環境の整備に貢献するため、初等中等教育に対する助成を行い、もって人材の育成および国際親善に寄与することを目的とする。

II 助成の種類

(1) 設備助成

1-1. 支援対象

児童生徒が必要とする教科書、制服、運動具、器具、備品、設備、読書奨励の一助とするための書籍、図書等。

1-2. 助成方法

助成先との協議によるものとする。ただし、原則として日本国内で調達可能な物品の場合は、日本で調達後に現地に送付する。

(2) 学習活動費助成

1-1. 支援対象

以下の初等中等教育の国際的な学習活動に関する費用。

- ① 現地の自然環境保護や地域産業に関する体験学習などを通じて、国際社会における母国の役割を学ぶ学習。
- ② 日本文化および社会の理解の促進に寄与する異文化体験学習。

1-2. 助成方法

助成先との協議によるものとし、原則として現地通貨建てとする。ただし、国、地域、銀行の規程や送金手数料の額によっては US ドルにて助成先の指定の口座へ送金を行うものとする。

Ⅲ助成事業の対象国

アジア諸国および太平洋諸島諸国に対し、事業開始後 5 年間で当面 5 カ国を対象とする。その後支援国、支援件数を見直し事業拡大する予定。

(当該事業は、原則として日本と国交のある国を対象とするが、台湾も対象に含めるものとする。)

Ⅳ申請資格

対象国における小学校、中学校などの初等中等教育学校および団体（初等中等教育を実施する教育機関および研究機関）で以下を満たすもの。

- ・当助成を申請する事業が自国の法律に違反する事業活動ではないこと。
- ・当助成を申請する事業が宗教的、政治的な事業活動ではないこと。
- ・助成金の振込口座を用意できること。
- ・反社会的な勢力ではないこと

Ⅴ募集方法

国際交流基金、国際協力機構（JICA）、現地の政府機関、および児童の教育支援を行う各国の NPO 組織や民間支援団体などを通じて、助成先および助成方法の紹介をうけることに加え、ホームページを通じて公募を行う。

Ⅵ事業規模

助成額：年間総額 500 万円（1 件 30 万～500 万）

初年度は各助成事業合計で最大 2 件を予定する。なお 2 件は同一国であってもよい。

VII選考方法

本財団の選考委員による以下の選考の結果をもとに理事会により決定する。

- ・書類選考
- ・選考委員による現地調査（必要により実施）

VIII助成資金の原資

有価証券の運用収入、所有株式の配当による。